

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 SK ビル 7F

東京事務所：東京都港区港南 2 丁目 15-1 品川インターシティ A-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2011 年 3 月号 (Vol. 103)

＜決算書作成の注意点～税務調査の観点から～＞

今月は、会社が決算書を作成する際の注意点について見ていきたいと思います。会社の一年間の業績を正しく表す決算書であることが最も大切ですが、税務調査などで不備を指摘され、追徴課税を受けないためにはどういった点に注意して作成したらよいかを見ていきたいと思います。

1. 現金

実際の現金残高と帳簿上の現金残高とを毎日合わせることが大原則です。税務調査で見られたときに実際の現金残高と帳簿上の現金残高とが一致していない場合、帳簿の信頼性そのものを疑われてしまいますし、帳簿上**多額の現金残高**が計上されていると、それだけで帳簿の信頼性が疑われることもあります。現金商売の飲食店などでは特に注意しましょう。

2. 売掛金

①計上基準

売掛金(売上)を計上するタイミングは、原則として商品等を「引き渡した日」となります。例えば、決算日が 3 月 31 日の会社で、請求書の締め日が 20 日などのときに、決算月において**締め日から月末までに引き渡した商品があればその間の売上を計上**することを忘れないようにしましょう。

②貸倒れ

得意先が倒産してしまい連絡が取れない、などといった状況で、事実上債権回収をあきらめざるをえない場合があります。しかし、回収できない債権について貸倒れの処理をしても、それが**税務上経費として認められるかどうかは、経費として認められるための要件をクリアする**必要がありますのでご注意ください。税務上経費として認められるための要件については事前にご相談ください。

3. 期末在庫

期末日において実地棚卸を行い**決算期末時点の在庫を計上**します。材料費の高騰などにより粗利益率が大きく変動した場合には、その要因について概況書などに付記しておくとい良いでしょう。

4. 経過勘定等の計上

お金は受け取っているけれど利益にならないとか、支払いはしているけれど経費にならないといった経過勘定にも注意が必要です。前払費用という経過勘定については 1 年分の先払い額を費用計上できるという規定もありますのでご相談ください。

5. 決算賞与

従業員に決算賞与を出す場合(役員を除く)、決算日までに実際に支給していれば問題ありませんが、**決算日において未払となる場合**には、決算日から 1 か月以内に支給していることと、その支給額を各人別に、また同時期に支給を受けるすべての従業員に通知していることが前提となります。

6. 少額消耗品費の購入

30 万円未満の資産を購入した場合、一括して損金算入できる制度があります。**年間 300 万円を限度**とします。

寒さのなかにも早春の息吹が感じられる季節となりました。
雪解けの春が待ち遠しいですね。長い冬を越えて迎える北海道の春の喜びは、雪のない地域の方よりも格別のものがあるのかもしれません。春とともに皆様の上にも幸せが訪れますように。康

